

BSE全頭検査の見直しに係る県の対応について

生活衛生課

1 経緯

- 平成13年10月以降、と畜場でのBSE全頭検査と飼料規制等の対策を開始して10年以上が経過したことから、厚生労働省では、平成23年12月に食品安全委員会に対し、BSE対策の見直しについてリスク評価を依頼した。
- その結果、平成25年5月13日、BSE検査対象月齢を48カ月齢超としても「人への健康影響は無視できる」との答申がなされたことから、6月3日に厚生労働省は、BSE検査対象月齢を48カ月齢超に引き上げることとし、関係省令等を改正した(平成25年7月1日から施行)。

【国際獣疫事務局(OIE)の動き】

- ・ 動物衛生及び人畜共通感染症に関する国際基準の設定機関である国際獣疫事務局は、平成25年5月28日に開催された総会で、日本が「無視できるBSEリスク」の国と認定した。

2 県の対応

- 今回のBSE全頭検査の見直しは科学的根拠に基づくものであり、県はこれまで行ってきた全頭検査を見直す方向で、消費者、生産者及び流通事業者等に対し情報提供や意見交換を行ってきた。
- その結果、県民からの理解が概ね得られたことから、県は秋田市とともに平成25年7月1日をもって、関係省令の改正に基づき、BSE全頭検査を見直し、48カ月齢を超える牛を対象に検査を行うこととする。

3 他自治体の動向

- 現在、牛の検査を行っている75自治体全てがBSE全頭検査を実施しているが、厚生労働省が6月7日に開催した全国主管課長連絡会議において、75自治体全てが7月1日から全頭検査を見直す予定であるとの情報提供があった。
- 報道各社の自治体へのアンケート調査でも、7月以降全頭検査を継続すると回答した自治体はない。